

改 定	現 行	備 考
<p data-bbox="379 457 1050 548">共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="442 600 988 730">(建設関連業務) [地質・土質調査業務]</p> <p data-bbox="468 1356 961 1415">令和 6 年 1 0 月以降</p> <p data-bbox="513 1572 931 1640">宮城県土木部</p>	<p data-bbox="1641 457 2312 548">共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="1703 600 2249 730">(建設関連業務) [地質・土質調査業務]</p> <p data-bbox="1730 1356 2223 1415">令和 5 年 1 0 月以降</p> <p data-bbox="1774 1572 2193 1640">宮城県土木部</p>	

改 定	現 行	備 考
<p><b>第102条 用語の定義</b>  34 「書面」とは、<b>打合せ簿等の帳票をいい</b>、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。  ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</p>	<p><b>第102条 用語の定義</b>  34 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。  ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</p>	
<p><b>第132条 個人情報の取扱い</b>  1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>第132条 個人情報の取扱い</b>  1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、<b>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）</b>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p><b>第502条 試験等</b>  1 試験方法及び器具は、JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及びJGS3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。</p>	<p><b>第502条 試験等</b>  1 試験方法及び器具は、JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、<b>JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」</b>及びJGS3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。</p>	
<p><b>第503条 成果品</b>  成果品は、次のものを提出するものとする。  （1）試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値  （2）荷重強度－変位曲線  （3）地盤の変形係数  （4）試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及びJGS3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。</p>	<p><b>第503条 成果品</b>  成果品は、次のものを提出するものとする。  （1）試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値  （2）荷重強度－変位曲線  （3）地盤の変形係数  （4）試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、<b>JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」</b>及びJGS3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。</p>	
<p><b>第515条 成果品</b>  成果品は、次のものを提出するものとする。  （1）調査位置、深さ、調査方法、測定値  （2）試験結果は、地盤工学会記録用紙<b>1314</b>に準拠して行うものとする。</p>	<p><b>第515条 成果品</b>  成果品は、次のものを提出するものとする。  （1）調査位置、深さ、調査方法、測定値  （2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、<b>報告書用紙のJGS1614</b>に準拠して行うものとする。</p>	